

学生倫理教育テキスト

# 適切な科学研究の 実施のために

共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理委員会

共立女子大学大学院

共立女子大学

共立女子短期大学

2024年4月改訂

## 目 次

はじめに（学長からのメッセージ） .....	3
<b>I. 大学での教育・研究活動と社会</b> .....	<b>4</b>
<b>II. 学生としての倫理規範</b> .....	<b>4</b>
1) 社会常識として守るべきこと	
2) 大学活動での不正行為の排除	
3) 不正行為の事例	
4) まとめ	
<b>III. 研究活動での倫理</b> .....	<b>9</b>
1) 文科系の研究活動	
2) 理科系の研究活動	
3) 正しい研究活動とは	
a) 研究計画を立てる際の留意点	
b) 臨床研究での留意点	
c) 動物実験での留意点	
<b>IV. 成果公表での注意点</b> .....	<b>15</b>
1) 二重投稿の禁止	
2) 論文を作成するうえでの注意点	
a) 論文の著者	
b) 研究方法	
c) 研究結果の書き方	
d) 文献引用	
e) 利益相反の明示	
<b>V. 研究活動の管理</b> .....	<b>19</b>
1) 研究に係る予算執行の注意点	
2) 研究および環境安全への配慮【理科系】	
<b>おわりに</b> .....	<b>20</b>
<b>Quiz</b> .....	<b>21</b>
<b>参考文献</b> .....	<b>22</b>
(1) 共立女子大学・共立女子短期大学 研究活動行動規範	
(2) 共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理規程	
(3) 共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理審査委員会規程	
(4) 共立女子大学・共立女子短期大学動物実験取扱規程	
(5) 動物実験責任者・実施者の手引	

## はじめに

近年、科学研究に関する深刻な不正事例が、大きな社会問題となつていきます。特に生命科学分野での研究不正疑惑、臨床研究における臨床試験成績のねつ造、また意図的なデータ改変や著作の無断引用などにより、日本の科学研究の信頼性が揺らいでいます。このような研究倫理の揺らぎは、自然科学の領域だけではなく、社会科学や人文科学の領域でも生じていますし、専門的な研究分野にだけ生じているものでもありません。大学教育の場においても、看過できない問題が数多く存在しています。

最近見られる倫理面の劣化の大きな要因の一つとして、IT技術の発達による情報量の増加や検索機能の充実などに対し、倫理的対応が追いついていないことが挙げられます。学生のいわゆる“コピペ”によるレポートの作成や、出席確認での学生証カード等の不正使用などが、規則違反の意識のないまま、また社会常識に反するという意識のないままに行われていることも多いようです。それに加え生成系AIの使用が問題になっています。ホームページに掲載の「本学におけるChatGPT等の生成系AIの使用に関する取扱いについて」や、「基礎ゼミナール課題解決ワークショップテキスト2024」の生成系AIを用いた資料探しに本学の方針を示しています。厳守してください。

このような状況にあつて、大学教育の場における学生の研究倫理規範とは何か、そもそも教育の過程で大学生が守らなければいけない行動規範とは何かを、改めて考え直す必要があると考えます。

本テキストは、このような倫理的な問題点を確認するとともに、大学において適切な活動と研究を実践するために参考となる資料として編集しました。みなさんが大学生活を送るうえでの行動や判断の規範となれば幸いです。

共立女子大学・共立女子短期大学  
学長／研究倫理委員会委員長

堀 啓二

## I. 大学での教育・研究活動と社会

皆さんが所属する大学は授業料のみで運営されているわけではありません。国からの助成金も大きな財源となっています。国からの助成金は、国民の税金であり、日本の国民がみなさんの大学での活動を支援していることとなります。このことは、国民が、みなさんが大学教育を受けて社会で活躍することを願って支援しているともいえます。大学での諸活動を誠実に実践することで自身を高め、広く知識や技術を習得することは国民の期待に応えることであり、そこには、不誠実、不公正、偽り等およそ社会常識に背くような行為の入る余地はありません。加えて本学は「誠実 勤勉 友愛」という校訓を有していることを皆さんにはしっかり自覚して欲しいと思います。

このように、大学生活は個人的な意味合いを持つとともに、社会的色彩の強い一面を持ちますし、大学には高い公共性・公益性が求められます。大学教育を受ける権利があるということは、反面、誠実に勉学・研究に努め、行動する義務を伴うことを意味します。私たちは、このような立場をわきまえ、公正で誠実に、決められた行動規範を守って大学での知識と技術の習得に励み、豊かな人間性を育むことで、私たちの力が社会に還元されるように努力しなくてはなりません。

## II. 学生としての倫理規範

したがって、大学院生・学部生・短大生においても、法規、学内規則・規程はもちろんのこと、慣習的な社会常識に沿った行動が求められることは言うまでもありません。登下校時の公共交通の利用から始まり、授業での出欠管理、受講態度、学習への取り組み、レポート作成、提出物の作成と期限の厳守等、社会常識や倫理規範に沿った行動をしなくてはなりません。

学生として倫理規範に沿って自分自身を律した行動は、教育や研究活動、サークル活動や校外活動、その他学外での数々の活動においても求められます。つぎに、大学での活動別に、倫理上問題となる点について、これまでの問題となったケースを紹介しながら、個別に解説します。

## 1) 社会常識として守るべきこと

学生といえども、一個の人間として社会通念上守るべき最小限の約束事があります。そのなかには、法規や学内規則等で規定されていなくても、社会生活を円滑に進める上で、人として守らなくてはならないものがあります。決まったことは守る、時間や約束を守る、他人の迷惑になることをしないなど極めて常識的なことばかりですが、つつい自分に甘くなり、いい加減になったりしやすいものともいえます。学内だけでなく、学外においても人と人が接する社会では、みなが快適な社会生活を送れるようにするために、慣習的な約束事を守る行動に努めなくてははいけません。

さらに本学は「リーダーシップの共立」を「教育指針・行動指針」として掲げ、リーダーシップ教育をすべての教育の基軸として、人々の模範となるべき人材の育成を目指しています。その点を皆さんにはしっかり自覚していただきたいと思います。

## 2) 大学活動での不正行為の排除

大学活動で注意すべき点には以下のようなものがあります。

- 授業の出欠および登録
- 提出物や作品の作成
- 実験・実習・フィールドワーク
- 試験
- 各種学内活動
- 卒業論文・卒業制作・卒業演習
- 大学院での研究活動

これらの諸活動は、法規を遵守するとともに、学内の規則・規定に従って実施されなければなりません。各自の倫理的規範や社会的常識の道徳的な尺度に照らして、責任ある行動をとる責務があります。

### 3) 不正行為の事例

つぎにいくつかの事例をもとに、不正行為について考えてみます。

**【事例】** 家政学部4年生のAさんは、将来食品会社で食品開発に関わりたいとの強い希望があり、3年生の後期から就職活動を始めていました。会社の説明会と授業とが重なったため、授業の初めに学生証カードで出席の登録をしたあと、説明会出席のため退室してしまいました。たまたま授業中に小テストがあったために、出席の登録後に授業には出席していなかったことが判明してしまいました。

このケースにはどのような問題点があるでしょうか。

まず、虚偽の出席登録があげられます。授業に出席するということは、授業を受け、その授業内容を理解し習得するという実質を伴うものでなければ意味がありません。なんらかの事情があり、欠席せざるを得ない場合であっても、教員に相談するなどの行動をとることが必要です。

本来、教育とは生徒・学生の能力にせよ資質にせよ、皆さんの可能性を信じるという善意の上に成立しています。特に学生の主体性を尊重する大学のシステムは、学生が倫理的にも社会常識的にも正しい行動をすることを前提に作られています。虚偽の行為をすることを想定してシステムは作られていません。虚偽の行為はこのような善意の大学のシステムを破壊する行為ということが出来ます。

もし、学生証カードを友人に渡して出席登録をした場合には、友人も虚偽の行為に巻き込むことになり、責任ある学生のすることではありません。

大学での決まりの本質が何かを理解し、それを守ることが求められます。嘘、偽り、不正、公平性を欠くことなどの反道徳的な行為は、大学での活動に入り込む余地はないことをしっかり自覚してください。

つぎに課題のレポート作成を例に考えてみましょう。

**【事例】** 日本文化研究を専攻しているBさんが、或る課題についてレポートを作成することになりました。課題のキーワードをインターネットで検索したところ、多くの文献がヒットし、その中にはレポートに使用できそうな文章が多くみられました。Bさんはそれらの出典を明らかにせず、コピペを繰り返し、場合によっては少し表現を変えるなどしてレポートを作成し、単位をもらいました。

この行為には、改ざん、盗用等が当てはまり、それを見抜けなかった教員の評価能力も問題ですが、教員を欺いて単位を取得したことは“詐欺”といわれても致し方ない行為といえます。

他の出版物やインターネット等で公表されている文書を“コピペ”してそのまま出典を明示せず使用し、人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究調査結果、論文、または用語を許可なく使用・流用してはいけません。

最近インターネット経由でレポートや報告書の内容に参考となるものを簡単に検索できるようになりました。文書作成の資料として重要なものも多いわけですが、これらは自身の思考や文書作成の参考に使用するものであり、“コピペ”で自身の文書として扱ってはいけません。新聞誌上では“コピペ”を繰り返すことでレポートや報告を作成する学生が近年、増加していることが度々報じられています。これは文書盗用に当たることで、引用とはまったく別物です。文科系のレポートでは引用しながら論を展開することが多いと思われます。この場合には必ず出典を明らかにすること。ときには、掲載に著者の承諾が必要になることもあります。インターネットで公開されていることでも、掲載日と引用の出典を記載するようにします。

また、提出されたレポートを読んでいくうちに、複数の学生の内容がほとんど一致することに気が付くことがあります。これは彼らが同じようなネット上の文書をコピペしたというケース以外にも、一人の学生が友達に頼まれてレポートを貸してあげ、友人がそれを写したという場合もあるでしょう。借りた学生には何か困った事情があったのかもしれませんが。貸した学生は善意から友人を助けようとレポートをみせてあげたのかもしれませんが。しかし、事情がどうであれ、やったことは教員を欺く行為であり、貸した方もそれに手をかしたと判断されます。

重要なことは、自分の考え（文章）と他者の考え（文章）を分け、明示することです。自分の考え（文章）にこそオリジナリティ・独創性という価値があるのですが、出典を明示した他者の考え（文章）の引用であっても、それをいかに扱うか（組み合わせるか）という点にも十分に自分の考え・オリジナリティ・独創性は発揮されます。他者の考え（文章）を自分のもののように使用すること（そのように思われてしまうこと）だけは避けなくてはなりません。

#### 4) まとめ

文書を作成するにあたり次の点に注意しましょう。

##### ①ねつ造

実際には存在しない調査結果や存在しないデータ、研究結果等を作成してはいけません。

##### ②改ざん

調査結果や研究資料・機器・過程を実際とは違うように変更してはいけません。

##### ③盗用

他の出版物やインターネット等で公表されている文書を“コピペ”でそのまま出典の記載または許可なく使用し、人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究調査結果、論文、用語等を自分のものとして流用してはいけません。

##### ④出典の明示

それがどのようなものであれ、他人の文書や研究成果を利用する場合には、出典を明らかにしなければなりません。



### Ⅲ. 研究活動での倫理

研究者倫理は、専門の研究者である教員の研究だけではなく、学生の卒業論文・卒業演習のための研究や大学院での研究にも当然求められます。学生であっても、高い公共性・公益性を有する大学という高等教育機関の構成員であるという点で、職業としての研究者となら異なることはありません。特に大学院における研究内容は、卒業時に発表会やインターネットでの公表が義務付けられ、また専門誌へ投稿することもあります。社会に対して成果を公表することで、研究を実施するうえでの義務を果たしたことにもなります。したがって、研究活動にあたっては、関連の各種法規、学内規則と規程、また慣習的社会常識に準じ、公正で透明性のある行動に努めなければなりません。ここでは、文科系（人文・社会科学系）と理科系（自然科学系）に分け、それぞれの研究活動上、守るべき点について解説します。

#### 1) 文科系の研究活動

文科系の研究では、その研究対象が、文学や芸術あるいは政治や制度など人為的に作られたもの、いわゆる広義の「文化」と言われるものであり、その点で「自然」を対象とする理科系と異なります。したがって文科系の論文では、先行文献や資料等の調査結果が分析され、論旨が展開されていくことが中心になりますし、そこには解釈・価値判断という形で研究者の主観が関与してきます。それだけに、よりいっそう高い倫理性、自己規律が求められていると言えます。

ここでは理科系にも共通する、論文作成上の手続きの客観性をしっかり守ること、引用や出典の扱いが科学的に適切に行われているかが問題となります。他の人の研究成果を利用するためには、出典先を明示する必要があり、意図的に隠し、出典を示すことなく他人の研究成果を利用することは盗用にあたります。したがって、論文の作成に当たっては、“自分の主張”と“引用の部位”が明確になるようにします。

また、文献の引用のみならず、講演会で講演者が話したアイデアであっても、引用する場合には承諾が必要になりますし、講演で使用された図・表を許可なく使用することもできません。講演会や学会の名称、講演者名および日時を明示することも必要となります。

発表された研究は発表者のオリジナルであり、その内容である情報、アイデア、文章は発表者自身のものであること。この信頼を裏切る行為が盗用（plagiarism）です。盗用は、著作権法違反として処罰されることもあります。

### **無意識的類似と偽作**

一方、正当に創作した文書や作品でも、すでに発表されているものと無意識的に似てしまうこともあります。2015年の大きなニュースとして、2020年の東京オリンピックのエンブレム（ロゴマーク）がベルギーの劇場のロゴとデザイン上類似しているとの指摘を受け、議論となりました。ただ国際オリンピック委員会では、エンブレム公表前に類似作品を調査し、意図的模倣ではないとの結論に達していました。

このように、作者が正当に創作した作品でも、すでに発表されている作品と偶然似てしまうこともあります。意識的に行う場合には偽作、盗作となりますが、この両者を区別するのは容易ではありません。創作した作品に疑惑をもたれないようにするには、創作された作品について類似作品の有無を事前にしっかり調査する必要があります。また、作成の過程を記録し、保存しておくことも重要です。このエンブレムは最終的に使用しないことに決まりました。大変残念なことといえます。

さらに、ニュースから例を示します。

**【事例】** Sビール会社（東京）はビール風味飲料の販売促進キャンペーンの賞品で、アートディレクターC氏がデザインしたトートバッグ 8 種類の発送を取りやめると発表しました。発送中止になったトートバッグ 8 種類はいずれも、「模倣」ではないかとインターネットで指摘されていました。

これなども、類似作品をしっかりと調査し疑義を持たれないように配慮することで、問題を回避することができたとも考えられます。無意識的であったとしても類似した作品が存在する場合、そのオリジナリティについて疑いが生じてしまいます。場合によっては訴訟問題に発展することもあります。この場合は、制作者が無断使用したとの結論に至りました。多くの人々に多大な迷惑をかけることになりましたし、ビール会社をはじめ関係者の信頼は失墜する事態となりました。



このようにインターネットの存在は、私たちに盗用や模倣を容易にさせますが、また同時に盗用や模倣を容易に指摘・告発する武器にもなると言えます。

## 2) 理科系の研究活動

理科系・生命科学系の研究には、臨床研究、動物実験、in vitro系研究等があります。研究にあたっては、研究計画書を作成し、臨床研究は研究倫理審査委員会 (<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/r-social/research/inspection.html>) の承認が必要ですし、動物実験に関しては、動物実験委員会 (<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/outline/animals/>) の承認が必要となります。また、研究に当たっては使用する機器、薬剤、試薬等の管理規則や従事者に課せられる教育講義を受講する必要があります。

理科系の研究は、研究者の主観を排除し、客観性に徹した研究方法が用いられます。一つの仮説を立て、それを証明するための研究方法をデザインして実施し、結果を解析して、仮説に対する結論を導き出すというプロセスを踏みます。さらに、研究成果をなんらかの形で公表することになります。私たちは、このように公表された研究成果に基づき新たな仮説を立てて研究を続けることになります。実証主義的な手法では、研究成果や分析、解釈、結論が恣意的に歪められると、他の多くの研究を誤誘導し、科学自体の根幹を揺るがす深刻な問題を引き起こします。公表する研究成果については、論文発表者は社会に対して全責任を負うことになります。

近年社会的に大きな問題となったケースを引用します。



**【事例】**複数の大学病院等が参加して、高血圧症治療薬ディオバンに関する臨床研究をそれぞれ行った際、製薬会社に有利な結論を生むように、被験者の血圧の数値等のデータ操作や統計操作が行われたとされました。不正の発覚後これらの論文は撤回されましたが、データのねつ造、改ざんに関わった元社員および不正な論文を利用してその薬の広告をした製薬会社は、薬事法の禁止する誇大広告の罪にあたるとして起訴されました。

また、この事件では、製薬会社の社員が研究グループの統計解析に関わりながらも、研究成果の発表においては大学の非常勤講師の肩書きのみが使われていたことも大きな問題として注目を集めました。こうした研究では、実験を実施した者が客観的・中立的な立場から実験を行うとみなされている大学の研究者であったのか、それとも企業の社員であったのかでは、信頼性に大きな違いが生じるからです。

このような利益相反状況については、論文発表時に明示することが求められますが、この事件では大学の非常勤講師の肩書きのみが使われたことが、利益相反を隠蔽する意図があったものとして問題視されました。（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編より一部改編し引用）

このケースでは、研究成果が人々の健康に直結することから、科学研究の成果が社会にどのような影響を与えるか考えるうえでよい事例となりました。つまり、なぜ科学研究が正当に、適切に、透明性を持って実施されなければいけないかを考えさせるうえで大変示唆に富むものといえます。

一番の問題点は、研究デザインに欠陥があるのに倫理審査を通過した点があげられます。その結果、利益相反、データの改ざん、論文のねつ造、誇大広告による詐欺的行為等一連の事件に発展し、科学雑誌に掲載された論文を撤回する事態となりました。日本の科学研究の信頼性を大きく傷つけることになり、正当に研究を遂行している科学者への影響も大きいものでありました。

また、このことは本来優れた薬剤であるディオバンに対する信頼性にも影響を与える結果となります。この薬剤を信用して服用している患者さんの動揺も大きいものと推測されます。

このように、科学研究は、研究者の想像をはるかに超えた大きなインパクトを社会に及ぼすことがあります。私たちの手を離れた成果は、それ自体が存在意義を主張することから、私たちはその研究が科学的に正しいものであることを保証する責務を負っています。



### 3) 正しい研究活動とは

研究が適正になされるためには、目的が明確であり、研究方法が関連法規や学内規則等に準じて実施され、結果の分析および解釈が科学的に公正中立であるために各種バイアスを排除して行われ、その結果が社会に公表され還元されること、また研究環境管理や研究経費が規則に基づいて執行されていることが担保される必要があります。したがって、研究に係るすべてに透明性が要求されます

#### a) 研究計画を立てる際の留意点

研究全般に渡る注意項目には以下のものがあります。

- 研究課題が学問的に意義のあること
- 研究計画が適切であり、必要な審査を受けたものであること
- 研究に必要な経費の確保。研究費の使途が明確であること。他の研究課題の研究助成金からの流用はできません。
- 研究費の適切な執行（共立女子大学公的研究費の適正使用への取り組み）(<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/r-social/research/kansa/>)
- 研究の検証用資料の保管  
研究計画書、研究の実施状況、検査・測定値の生データや試料等および研究費執行に係る資料を、大学の決める期間、決められた方法で適切に保存し、必要に応じて開示する必要があります。

#### b) 臨床研究での留意点

- 研究計画がヘルシンキ宣言を遵守したものであること
- インフォームド・コンセントの徹底
- 個人情報の匿名化を含めた適切な維持管理（共立女子大学個人情報保護方針）(<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/univ/policy/privacypolicy/index.html>)
- 研究内容についての守秘義務

### c) 動物実験での留意点

- 動物を使用しなければならない研究の蓋然性の確保
- 共立女子大学・共立女子短期大学動物実験取扱規程 (<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/r-social/animals/pdf/regulations.pdf>) に準じた動物の維持管理の実施
- 動物の購入先と日時の記録
- 実験ノートの記事事項・記載方法、生データの管理保管

ヒトのために犠牲となる動物に、その命が無駄にならないように、また動物愛護の観点からも適切な扱いに気を付けるようにします。



## IV. 成果公表での注意点

研究が終了すると、成果を公表します。学内での発表会や学会・研究会での発表、出版、科学誌への投稿、Webからの公開等があります。研究は、多くの人々の厚意や動物の犠牲の上に成り立つものです。成果を社会に還元することは研究する者の義務といえます。

### 1) 二重投稿の禁止

二重投稿は禁止されています。しかし、最近は日本語の論文を英文にして再投稿することも許されるようになってきました (secondary publication)。その場合には掲載先の出版社と再投稿先の出版社および一般的には著者全員からの承諾書が必要になります。このような手続きを踏まないものは二重投稿と判断されます。

## 2) 論文を作成するうえでの注意点

### a) 論文の著者

論文の著者については、実際に研究および論文作成にかかわった研究者とすること。また、著者全員が論文としてまとめることに同意すること。内容について共同で責任を持つこととなります。

最近、“名前だけ貸したので、内容に対して責任を持ってない”との理由で、研究について疑義が生じた後にオーサーシップ（著作権・原著権）を取り消す事例がみられましたが、これは科学者として非難されても致し方のない行動といえます。共著者も論文の内容に責任があります。責任が持てない内容の論文の共著者になってはいけませんし、また実質的役割を負っていない研究者を共著者にしてはいけません。

### b) 研究方法

研究の方法では、他の研究者による再現性を確保するため、正確に記載する必要があります。

競争の激しい研究領域では、他の研究者の研究を遅らせる目的で、意図的に実験手技の記載を削除したり、虚偽の内容にしたりする例がみられることがあります。科学研究を歪める行為といえます。

2014年に、スタップ細胞の再現実験ができないことが大きな社会問題となりました。実証科学の領域では、再現性があること、そのための情報を提供することが重要です。追試験ができないように虚偽の内容を記載してはいけません。



### **c) 研究結果の書き方**

研究では、結果の改ざん、恣意的な解釈、結果の誘導等を行ってはいけません。研究者倫理に反する行為であり、科学研究の本質を崩すことであり、許容することはできません。

前述のディオバンの事例では、第三者からの便宜・供与があり、研究内容を改ざんしたことが明らかとなって、大きな社会問題となりました。疑義のある行為は避けねばなりません。社会からの負託に対して公正な評価をなすことが大切です。

言うまでもなく、研究を公正に実施し、その結果、研究結果や結論が他の研究者と異なり、研究者間での議論の過程で結論が否定されても、その研究が不正であることにはなりません。実証研究は、研究者間で結果について議論しあうこと、それにより真実を究明していくことの繰り返しでなっています。研究のプロセスが客観的であり透明性を有していることが、このような実証主義的科学の進展を可能にします。

### **d) 文献引用**

文献の引用では、先行研究を引用します。このとき、恣意的に競争相手の論文を無視して引用をしなかったりすることは公正な態度とは言えませんし、実証主義的科学的研究進展の道から外れてしまいます。

### **e) 利益相反の明示**

研究の客観性や公正を保つことは科学研究を行う上で極めて重要なことです。利益相反 (conflict of interest) とは、「外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者からみなされかねない事態をいう」と定義されています（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編）。

例えば、大学の教授が製薬会社から多額の研究費を提供されるとします。その教授がその会社の薬剤の有用性を実証する研究を行うことになりました。教授は立派な研究者であり、研究それ自体は事実を誤誘導することはなくても当該の製薬会社からの研究費の提供を明示していなければ、結果が薬剤の画期的な有用性を実証する内容であった場合、問題が生じます。その製薬会社のため研究を歪めたのではないかと考える人がいるかもしれません。自分の立場を明言することで、研究の客観性や公正さを保証することになり、客観性、公正さをもった研究であれば、利益相反があってもなんら隠す必要はありません。教授のとるべき行為は、製薬会社との関係を明示し、そのうえで研究の正当性を主張することであったはずで

最近、学会発表を含め、科学誌への投稿では利益相反を明示することが求められます。研究の質を保証するためにも、すべての情報発信には利益相反を明示するようにしましょう。

このような経済的な利益相反の例として以下のものがあります。

- 他の機関からの給与等またはサービス対価（コンサルタント料、謝金等）
- 産学連携活動に係る受入れ（受託研究、技術研修、客員研究員・ポストドクトラルフェロー（ポスドク）の受入れ、研究助成金受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）
- 株式等の提供（株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等）
- 知的所有権（特許、著作権および当該権利からのロイヤリティ等）

※公的機関から支給される謝金等は『経済的な利益関係』には含まれません

## V. 研究活動の管理

### 1) 研究に係る予算執行の注意点

どのような研究にも、予算が必要となります。国庫からの研究助成のみならず公益財団法人等からの研究助成も公的研究助成金としての取り扱いになります。学生も共同研究者として公的研究費の助成対象となることがあります。研究助成を受けて実施された研究については、学会発表や論文で明示する必要があります。

研究経費は、通常それぞれの研究計画について助成がなされます。したがって、それ以外の研究に流用することはできません。また、該当研究に使用するものではない物品や消耗品の購入、私的なものを購入したり、予算管理者へ請求したりすることは厳禁です。業者への預入金は厳禁です。研究期間外の使用も許可された場合以外は行えません。研究助成金の適正な運用は研究者としての責務であり、運用に当たっては透明化と予算執行の記録の保存が必要です。

詳細については、共立女子大学・共立女子短期大学公的研究費の適正使用への取組み (<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/r-social/research/kansa/>) を参照してください。



### 2) 研究および環境安全への配慮 【理科系】

労働安全衛生法に基づく、環境安全や実験手技の安全性を確保することが必要になります。例えば、有機溶媒はドラフト装置内での使用、培養室での高圧ガスの使用、オートクレーブや遺伝子操作上の紫外線使用等多くの安全配慮が必要な操作が存在します。これも、適正に実施しない場合には本人のみならず、周囲の人にも危険を及ぼすことにもなることから、規則等に沿って実施することが必要になります。

また、使用する試薬類は使用量の管理や廃液処理を行い、記録するようにします。廃液は貯蔵して、専門的な廃棄処理を行います。研究を実施するうえで、不明なところは、自分で判断して処理する前に、指導教員に必ず相談し、指示を受けるようにします。

## おわりに

これまで述べてきたように、大学での諸活動を適切に実施していくためには、守らなければならない約束事がいろいろと存在します。しかし、これらは全て、通常の倫理規範や社会常識を持ち合わせていれば解決できるものであり、なにか特別の倫理性が求められているわけではありません。みなさんには、本学の学生としての自信と誇りを持って、公正な態度で勉学や研究に励むことを通して、信頼される社会人へと成長して欲しいと思っています。このテキストが、みなさんの大学での活動を実りあるものにするために少しでも役立つことを願っています。



## Quiz

次の項目について、倫理上の問題点を考えてみましょう

1. 体調を崩して下校する友達から学生証カードを預かって、代わりに出席登録をし、授業の出席回数が足りなくならないようにしてあげた。

☞参照：P.6 不正行為の事例

2. インターネットの検索で得られた情報をつなぎ合わせてレポートにまとめ、提出した。

☞参照：P.7 不正行為の事例

P.8まとめ ④ 出典の明示

P.9 Ⅲ. 研究活動での倫理 1) 文科系の研究活動

P.16 2) 論文を作成する上での注意点 d) 文献引用

3. アルバイトで忙しい友達の参考用に、自分のほぼ完成したレポートをメールで送ってあげたら、少し修正しただけのものを彼女のレポートとして提出されてしまった。

☞参照：P.8 不正行為の事例

4. 参加した講演会の資料に、レポートに使えるような図表が載っていた。書籍や学術誌ではないので問題ないと思い、そのまま使ってレポートを提出した。

☞参照：P.9 Ⅲ. 研究活動での倫理 1) 文科系の研究活動

5. 単価が安くなるので、研究に使用する材料を多めに購入し、他の研究にも使用した。

☞参照：P.19 V. 研究活動の管理 1) 研究に係る予算執行の注意点

## 【参考文献】

- 1) 日本学術会議 声明「科学者の行動規範」(平成 25 年改訂版)
- 2) 文部科学省研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年)
- 3) 米国科学アカデミー編・池内了訳「科学者をめざす君たちへ 科学者の責任ある行動とは」〔第 3 版〕(化学同人)(平成 22 年)
- 4) Animal Welfare Act (1966)
- 5) National Research Act (1974)
- 6) Health Research Extension Act (1985)
- 7) ニコラス・H・ステネック(山崎茂明訳)「ORI 研究倫理入門—責任ある研究者になるために」(丸善出版株式会社)(平成 17 年)
- 8) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 17 条、18 条

## 【学内関連規程等】

(1) 共立女子大学・共立女子短期大学 研究活動行動規範

(2) 共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理規程

<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/r-social/research/suishin/>



(3) 共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理審査委員会規程

<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/r-social/research/inspection.html>



(4) 共立女子大学・共立女子短期大学動物実験取扱規程

(5) 動物実験責任者・実施者の手引

<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/r-social/animals/>

